

要項第26号

小美玉市社会福祉協議会財政健全化検討委員会設置要項

（目 的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会の健全経営並びに経営基盤強化を図るため、小美玉市社会福祉協議会財政健全化検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任 務）

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討を行い取りまとめの上、会長に対し意見を具申するものとする。

- （1）現状分析と評価
- （2）最適化を図るための事業展開と組織の見直し
- （3）安定的な法人経営のための財政基盤強化

（組 織）

第3条 検討委員会は、7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）小美玉市社会福祉協議会理事 6名以内
- （2）会長が必要と認める者 若干名

（任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役 員）

第5条 検討委員会には、委員長、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

（会 議）

第6条 検討委員会は、委員長が委員を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第7条 検討委員会は、第2条に規定する任務について、必要な調査及び検討を行うため、ワーキングチームを設置する。

2 ワーキングチームは、小美玉市社会福祉協議会職員をもって組織する。

（事務局）

第8条 検討委員会の事務局は、小美玉市社会福祉協議会内に置く。

（補 則）

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 5年 5月 2日から施行する。

小美玉市社会福祉協議会財政健全化検討委員会委員名簿

NO	選 出 区 分	氏 名
1	ア 住民組織（副会長）	藤田 泰正
2	ウ 社会福祉に関する活動を行う団体	黒田 惇彦
3	エ 民生委員・児童委員またはその組織	渡邊 弘明
4	オ 社会福祉事業者関係	中山 洋一
5	キ 社会福祉行政機関（常務理事）	佐々木 浩
6	ク 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体	郡司眞知子
7	ケ 会長が必要と認める者	根本 明人

※選出区分は「役員の選任及び委嘱に関する規定」に基づく選出区分。